

公立野辺地病院医師等修学資金貸与制度のご案内

概 要

1. 貸与の目的

この制度は、医学を専攻する者で、将来、当院に医師、薬剤師又は看護師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、医師、薬剤師又は看護師の充足を図ることを目的としています。

2. 修学資金の貸与

医師、薬剤師又は看護師になるために必要な学科に修学している者（大学、短期大学及び看護師養成所等）に、無利息で貸与する旨の契約を結ぶ。

3. 貸与の額

職 種	月 額
医師として病院に勤務しようとする者	200,000円
薬剤師として病院に勤務しようとする者	100,000円
看護師として病院に勤務しようとする者	50,000円

4. 貸与期間

正規の修学期間（貸与契約締結月から毎月貸与、新規2・3年生も可）

5. 返還義務の免除

- (1) 当院に医師、薬剤師及び看護師として勤務した期間が通算して3年以上であり、かつ、貸与を受けた期間の1.5倍以上に相当する期間以上。
- (2) 当院に勤務している期間中に、業務に起因して死亡又は心身の故障のため勤務できなくなったとき。

6. 返還義務

- (1) 契約を解除されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 大学等を卒業後、2年以内に医師、薬剤師又は看護師にならなかったとき。
- (4) 医師、薬剤師又は看護師となった後、直ちに当院に医師、薬剤師又は看護師として勤務しなかったとき。
- (5) 医師、薬剤師又は看護師として当院に勤務しなくなったとき。

7. 貸与を受けるための手続き

- (1) 医師等修学資金貸与申請書の提出
- (2) 貸与申請書に添付する書類
 - ① 修学証明書（合格、在学証明書）、健康診断書
 - ② 学業成績書（次年度以降）
 - ③ 将来当院に勤務しようとする意思を記載した書面

8. 受付期間

随時受付

9. 現在までの利用者実績

医師	3名
薬剤師	1名
看護師	10名

問い合わせ先
北部上北広域事務組合 公立野辺地病院 事務局 〒039-3141 青森県上北郡野辺地町字鳴沢 9-12 TEL 0175-64-3211 (内線511)